

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、<u>法第6条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）</u>の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届を建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届に確認済証を添えて建築主事又は指定確認検査</p>	<p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、<u>法第6条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）</u>の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届を建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届に確認済証を添えて建築主事又は指定確認検査</p>

改正後	改正前
<p>査機関に提出しなければならない。 2及び3 略</p> <p>(許可申請の添付図書等)</p> <p>第8条 法第43条第2項第2号, 法第44条第1項第2号若しくは第4号, 法第47条ただし書, 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, <u>第13項ただし書若しくは第14項ただし書</u> (法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。), 法第51条ただし書 (法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。), 法第52条第10項, 第11項若しくは第14項, 法第53条第6項第3号, 法第53条の2第1項第3号若しくは第4号 (法第57条の5第3項において準用する場合を含む。), 法第55条第3項各号, 法第56条の2第1項ただし書, 法第57条の4第1項ただし書, 法第59条第1項第3号若しくは第4項, 法第59条の2第1項, 法第60条の2第1項第3号, <u>法第67条第3項第2号</u>, 第5項第2号若しくは第9項第2号, 法第68条第1項第2号, 第2項第2号若しくは第3項第2号, 法第68条の3第4項, 法第68条の5の3第2項, 法第68条の7第5項, <u>法第85条第3項, 第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項, 第5項若しくは第6項</u>の規定による許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, <u>第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書</u>の規定による許可を申請しようとする者にあつては, 危険物の数量表兼工場・事業調書</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 法第53条第4項又は<u>第5項</u>の規定による許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p>	<p>査機関に提出しなければならない。 2及び3 略</p> <p>(許可申請の添付図書等)</p> <p>第8条 法第43条第2項第2号, 法第44条第1項第2号若しくは第4号, 法第47条ただし書, 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書若しくは第13項ただし書 (法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。), 法第51条ただし書 (法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。), 法第52条第10項, 第11項若しくは第14項, 法第53条第5項第3号, 法第53条の2第1項第3号若しくは第4号 (法第57条の5第3項において準用する場合を含む。), 法第55条第3項各号, 法第56条の2第1項ただし書, 法第57条の4第1項ただし書, 法第59条第1項第3号若しくは第4項, 法第59条の2第1項, 法第60条の2第1項第3号, <u>法第67条の3第3項第2号</u>, 第5項第2号若しくは第9項第2号, 法第68条第1項第2号, 第2項第2号若しくは第3項第2号, 法第68条の3第4項, 法第68条の5の3第2項, 法第68条の7第5項又は法第85条第3項, 第5項若しくは第6項の規定による許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書又は第6項ただし書の規定による許可を申請しようとする者にあつては, 危険物の数量表兼工場・事業調書</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 法第53条第4項の規定による許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p>

改正後		改正前	
(1) 次の表に掲げる図書		(1) 次の表に掲げる図書	
図書の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
略		略	
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、壁面線又は法第53条第4項又は第5項第2号若しくは第3号に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離、敷地内における建築物の位置、用途、構造及び階数、門又は塀の位置、高さ及び材料、敷地に接する道路の位置及び幅員又は敷地周囲の通路及び空地の配置並びに緑地の配置状況	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、壁面線又は法第53条第4項に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離、敷地内における建築物の位置、用途、構造及び階数、門又は塀の位置、高さ及び材料、敷地に接する道路の位置及び幅員又は敷地周囲の通路及び空地の配置並びに緑地の配置状況
略		略	
(2)～(4) 略		(2)～(4) 略	
3 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は法第51条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。		3 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書若しくは法第51条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。	
(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。